

(金抜)

令和 7 年度

高知県 高岡郡津野町 姫野々

津野町総合保健福祉センター一里楽施設改修工事実施設計委託業務

完成期限

令和7年12月19日

令和 7 年 6 月 24 作成

設計委託料算定内訳

業務価格	_____	円
消費税相当額	_____	円
合計	=====	円

既存RC造地下1階・地上2階延べ3315.44㎡

建築工事、設備工事の改修工事の実施設計

建築設計委託業務特記仕様書

(実施設計[一般])

I 業務概要

1. 業務名称 (津野町総合保健福祉センター里楽施設改修工事実施設計委託業務)

本業務は、建築主体・設備一括工事 の設計委託業務である。

2. 計画施設概要

- (1) 施設名称 (津野町総合保健福祉センター里楽)

- (2) 施設の場所 (高知県高岡郡津野町姫野々431番地1)

- (3) 施設用途 (1F : 運動施設、2F : 事務室、会議室、調理室)

3. 設計と条件

(1) 敷地の条件

- a. 敷地の面積 (5048 m²)

- b. 用途地域及び地区の指定 (都市計画区域外)

4. 設計概要

(1) 委託内容

既存RC造地下1階・地上2階延べ3315.44m² 建築工事、設備工事の改修工事の実施設計

(2) 概算工事予算

建築工事

電気設備工事

機械設備工事

- (3) 予定工期 (令和 8 年 6 月 1 日 ~ 令和 8 年 12 月 31 日)

(4) 設計コンセプト

基本設計のとおり。

メンテナンスが経済的かつ容易に行えるようにする。

- (5) その他の条件 (基本的な考え方)

基本設計のとおり。

II 業務仕様 (共通)

契約書の規定による「共通仕様書」は、国土交通大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築設計業務委託共通仕様書」(以下「共通仕様書」という)とする。

1. 特記仕様書の適用

特記仕様書に記載された特記事項の中で、■印の付いたものを適用する。

2. 管理技術者の資格要件

管理技術者の資格要件は次による。

■ 建築士法 (昭和25年法律第202号) による一級建築士

□ 建築士法 (昭和25年法律第202号) による一級または二級建築士

□ 建築士法 (昭和25年法律第202号) による建築設備士

3. 業務の実施

(1) 一般事項

- a. 実施設計業務は、提示された設計と条件、基本設計図書及び適用基準等によって行う。
- b. 積算業務は、職員の承諾を受けた実施設計図書及び適用基準等によって行う。
- c. 設計委託が分割発注されている場合、受注者双方は設計委託業務において必要となる設計図及びCADデータは互いに無償貸与すること。
- d. 提出されたCADデータについては、当該施設に係る工事の請負業者に貸与し、当該工事における施工図の作成、当該施設の完成図の作成及び完成後の維持管理に使用することがある。
- e. 現場並びに周囲の状況を十分調査し、工事中及び将来問題となる事項のないよう設計に配慮すること。
- f. 機器、器具の選定及び配置については、プロット図等により事前に職員の承認を得ること。
- g. 関係法令を遵守し、関係官公庁及び各事業者等と十分打ち合わせを行い、その内容を職員に報告し、必要な協議を行うこと。
- h. 設計委託が分割発注されている場合
納まり上問題となるピット、パイプシャフト、換気口、埋め込み器具の穴明け、補強筋、点検口等必要事項は、相互において十分検討協議を行い、遺漏のないようにすること。
- i. 建築基準法等関係法令上必要となる計算等は図面上に記載すること。
- j. 特殊な工法等について
受注者は、適用基準等により難しい特殊な工法、材料、製品等（以下「特殊な工法等」という。）を採用しようとする場合は、あらかじめ職員と協議し、承諾を得なければならない。
この場合、特殊な工法等を採用する理由並びに価格及びライフサイクルコストの比較その他職員の指示による資料を提出すること。
なお、特殊な工法等の製造者等は原則として3者以上であること。また、計算等が製造者等ごとにそれぞれ必要となる場合は、原則として3者以上について設計図を作成し計算等を行うこと。

(2) 打ち合わせ及び記録

打ち合わせは次の時期に行う。

各打ち合わせ記録は、書面にして職員に提出すること。

- a. 業務着手時
- b. 施工計画の検討
- c. その他職員又は管理技術者が必要と認めた時

4. 貸与する図書及び資料

貸与物品は次のとおりとする。貸与を希望する場合は、書面において申し出ること。
なお、貸与物品は完了検査時にすべて返却すること。

■ 原建築主体工事設計図書

意匠図 ■ 全て □ 一部 () (□ CADデータ ■ 紙)

構造図 1 ■ 全て □ 一部 () (□ CADデータ ■ 紙)

構造計算書 ☐ 有り ☐ 無し

その他 ☐ ()

原設備工事設計図書

電気設備図 ■ 全て □ 一部 () (CADデータ ■ 紙)

機械設備図 ■ 全て □ 一部 () (CADデータ ■ 紙)

その他 ☐ ()

5. その他

(1) ☐ 建築士法第22条の3の3に定める記載事項の届出

本業務の落札者は、建築士法第22条の3の3に定める記載事項を、別添の

「建築士法第22条の3の3による記載事項（変更）届出書」により契約時に発注者へ届け出ること。変更が生じた場合についても同様とする。

(※ 延べ面積が300㎡を超える建築物の新築に係る業務又は増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替えに係る業務で当該部分の面積が300㎡を超える業務が適用対象。)

(2) 職員との連絡を密にし、打ち合わせを行った後に作業に取り掛かること。

(3) 受注者は、委託業務により知り得た事項について、秘密を守り他に漏らさないこと。

(4) 本業務の委託料には、確認申請手数料、構造計算適合性判定手数料、建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料は含まない。

Ⅲ 業務仕様（建築主体）

1. 設計業務の範囲

(1) 一般業務

実施設計

- ☒ 建築（意匠）実施設計
- ☐ 建築（構造）実施設計

(2) 追加業務

- ☒ 建築積算業務（ ）
- ☒ 透視図作成 種類（カラー）判の大きさ（A3）枚数（1）
額の有無（ ）及び材質（ ）]
- ☐ 透視図の写真撮影 [カット枚数（ ）
判の大きさ（ ）及び白黒・カラーの別（ ）]
- ☐ 模型制作 [縮尺（ ）主要材料（ ）
ケースの有無（ ）及び材質（ ）]
- ☐ 模型の写真撮影 [カット枚数（ ）
判の大きさ（ ）及び白黒・カラーの別（ ）]
- ☐ 確認申請手続き業務（確認済証の交付を受けること）
- ☐ 市町村指導要綱による中高層建築物及び集合住宅の届出書の作成及び申請手続き業務
（標識看板の作成、設置報告書の届出、日陰図の作成）
- ☐ 省エネルギー関係計算書（モデル建物法による）の作成及び申請手続き業務
- ☐ 高知県浄化槽指導要綱による届出業務

(3) 適用基準等

特記なき場合は、国土交通省大臣官房官庁営繕部が制定又は監修したものとする。

a. 建築

- ☒ 建築工事設計図書作成基準
- ☒ 建築設計基準
- ☒ 建築構造設計基準
- ☒ 建築工事標準詳細図
- ☒ 擁壁設計標準図
- ☒ 構内舗装・排水設計基準
- ☒ 官庁施設の環境保全性基準
- ☐ 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準
- ☐ 官庁施設の総合耐震診断・改修基準
- ☒ 敷地調査共通仕様書
- ☐ 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）
- ☒ 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）
- ☐ 公共建築木造工事標準仕様書

- ☐ 建築物解体工事共通仕様書
- ☐ 木造計画・設計基準
- ☒ 高知県ひとにやさしいまちづくり条例

b. 建築積算

- ☒ 公共建築工事積算基準
- ☒ 公共建築工事標準単価積算基準
- ☒ 公共建築数量積算基準
- ☒ 公共建築工事内訳書標準書式（建築工事編）

2. その他

(1) 地震地域係数 $Z=1.0$ とする。

(2) 吊り天井の脱落対策について

特定天井（建築基準法施行令第39条第3項の特定天井をいう。以下同じ。）に該当する天井に加え、屋内運動場等の大規模空間の主室（倉庫や廊下等は含まない）については、高さが6mを超える天井、又は、水平投影面積が200㎡を超える天井についても、特定天井の構造基準に準拠して脱落対策を行うこと。

(3) 鉄骨工事に用いる鋼材の規格は、以下の通りとする。

- ☐ 主要な架構を構成する部材（柱、大梁等）はSN、STKN、BCP、BCRとし、
その他の二次部材は、公共建築工事標準仕様書7.2.1に規定するとおりとする。
- ☐ 公共建築工事標準仕様書7.2.1に規定するとおりとする。

2. 成果物

成 果 物		縮 尺	摘 要
一般業務	意匠	■ 仕様書 ■ 仕様概要書 ■ 仕上表 ■ 面積表及び求積図 ■ 敷地案内図 ■ 配置図 ■ 平面図（各階） ■ 断面図 ■ 立面図（各面） ■ 矩形図 ■ 展開図 ■ 天井伏図 ■ 平面詳細図 ■ 断面詳細図 ■ 部分詳細図 ■ 建具表 ■ 外構図 □ 確認申請図 ■ 仮設図	1/200 1/100～1/200 1/100～1/200 1/100～1/200 1/100 1/20～1/50 1/50 1/50～1/200 1/20～1/50 1/20～1/50 適宜 1/20～1/50 1/50～1/200
	構造	□ 構造設計図 (ア) 伏図 (イ) 軸組図 (ウ) 各部断面図 (エ) 標準詳細図 (オ) 各部詳細図 □ 構造計算書 □ 仕様書	1/100～1/200 1/100～1/200 1/20～1/50 1/20～1/50 1/20～1/50
追加業務	意匠・構造	■ 建築工事積算数量算出書 ■ 建築工事積算数量調書 （内訳明細書） 〈作成手法〉 □ 営繕積算システムRIBC □ 日影図 □ 模型 ■ 透視図 ■ 各種技術資料	1/100～1/300 法の定めによる日影図

(注) 営繕積算システムRIBCは、(一財)建築コスト管理システム研究所 (<http://www.ribc.or.jp/>) にて利用申込ができます。

3. 提出部数等

※工事は分割して発注する場合があるので、成果物の提出に先立ち、提出部数について調査職員と協議を行うこと。

成 果 物	部 数	摘 要
a. 設計図書		
☒ CADデータ ☒ PDFデータ	1	原則としてCD-Rで提出する。データ形式は、[JWW形式]とし、他の形式により提出する場合はJW_CADで読込が可能な形式とすること。なお他の形式で提出する場合は、元データとの整合性を取ること。図面・内訳書データについてはPDF形式に変換したのもも提出すること。
☒ 施行伺用製本	1	図面を1枚毎に折りたたみ(A4判)裏表紙背張りを付けた後、工事費内訳明細書を綴り込めるように製本し、紐綴じにしたもの(背張り面に工事名を記入)
☒ 2つ折り製本	3	図面サイズは設計原図サイズのまま(縮小しない)2つ折り製本したもの
☒ 2つ折り縮小製本	3	2つ折り時のサイズがA4判(※1)になるように図面を縮小し、2つ折り製本したもの
☒ 平綴じ図面 (工事施工用)	1	A3判(※1)(各図面に建築士法第20条第1項の規定による記名を行い、左綴じ合わせとしたもの)
☐ 構造計算書	1	
☐ 確認申請書 及び関連書類と各々の控え	1式	電子データ共
b. その他		
☒ 透視図 A3カラー		外部1箇所、内部3箇所
☐ 模型		
c. 資料		
☒ 工事積算数量算出書	1	
☒ 工事積算数量調書(内訳明細書)	1	電子データ共
☒ 見積書(3社以上)	1	比較表共
☒ 打合せ記録簿	1	
☐ 委託業務実施工程表	1	計画工程表と対比したもの
☐ 模型		
☐ 営繕工事積算資料	1	
☒ 工事工程案	1	

※1 … 設計原図サイズがA1判以上の場合は、図面サイズは調査職員と協議すること。

4. 提出部数等

※工事は分割して発注する場合があるので、成果物の提出に先立ち、提出部数について調査職員と協議を行うこと。

成 果 物	部 数	摘 要
a. 設 計 図 書		
■ CADデータ	1	原則としてCD-Rで提出する。 データ形式は、[JWW形式]とし、他の形式により提出する場合はJW_CADで読込が可能な形式とすること。なお他の形式で提出する場合は、元データとの整合性を取ることを。
■ 施行伺用製本	1	図面を1枚毎に折りたたみ(A4判)裏表紙背張りを付けた後、工事費内訳明細書を綴り込めるように製本し、紐綴じにしたもの(背張り面に工事名を記入)
■ 2ツ折製本	3	図面サイズは設計原図サイズのまま(縮小しない)2ツ折り製本したもの
■ 2ツ折縮小製本	3	2ツ折り時のサイズがA4判(※1)になるように図面を縮小し、2ツ折り製本したもの
■ 平綴じ図面 (工事施工用)	1	A3判(※1)(各図面に建築士法第20条第1項の規定による記名を行い、左綴じ合わせとしたもの)
b. そ の 他 の 資 料		
■ 工事積算数量算出書	1	
■ 工事積算数量調書 (内訳明細書)	1	電子データ共
■ 計算書	1	① 電気設備 ☐ 照明 ☐ 負荷設備容量 ☐ 電圧降下 ☐ 自家発電設備 ② 機械設備 ☐ 構造 ☐ 衛生設備 ☐ 空調設備 ③ その他 ☐ 維持管理費 ☐ 省エネルギー関係 ※A4判に製本し、表紙を付け工事名を記入する
■ 見積書	1	比較表を含む
■ 打ち合わせ内容	1	
☐ 委託業務実施工程表	1	計画工程表と対比したもの
☐ 営繕工事積算資料	1	県書式

※1 … 設計原図サイズがA1判以上の場合は、図面サイズは調査職員と協議すること。

Ⅲ 業務仕様（建築設備）

1. 設計業務の範囲

(1) 一般業務

- 電気設備実施設計
- 機械設備実施設計

(2) 追加業務

- 電気設備積算業務
- 機械設備積算業務

- 確認申請及び各種申請手続き業務

（ＥＶは申請手続きに要する法的チェック業務のみ。届け出は対象外。）

- 高知県浄化槽指導要綱による届出業務

- 省エネルギー関係計算書（モデル建物法による）の作成及び申請手続き業務

- 特定施設設置届出書（水質汚濁防止法関係）

(3) 適用基準等

特記なき場合は、国土交通大臣官房官庁営繕部が制定又は監修したものとする。

a. 設備	(年版等)
■ 建築設備計画基準・同要領	(H 3 0)
■ 建築設備設計基準	(H 3 0)
■ 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）	(H 3 1)
■ 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）	(H 3 1)
■ 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）	(H 3 1)
■ 電気設備工事監理指針	(R 1)
■ 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）	(H 3 1)
■ 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）	(H 3 1)
■ 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）	(H 3 1)
■ 機械設備工事監理指針	(R 1)
■ 高知県ひとにやさしいまちづくり条例	(高知県)
■ 建築設備設計計算書作成の手引	(H 3 0)
■ 建築設備耐震設計・施工指針	(2014年版)
□ 雨水利用・排水再利用設備計画基準	(H 2 8)
□ 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準	(H 2 5)
□ 官庁施設の総合耐震診断・改修基準	(H 8)
■ 官庁施設の環境保全性基準	(H 2 9)

b. 設備積算

■ 公共建築工事積算基準	(	H 2 8	)
■ 公共建築工事標準単価積算基準	(	R 3	)
■ 公共建築設備数量積算基準	(	H 2 9	)
■ 公共建築工事内訳書標準書式（設備工事編）	(	H 3 0	)

3. 成果物

(1) 電気設備

成 果 物		縮 尺	摘 要
一 般 業 務	■ 表紙、特記仕様書、目次 ■ 敷地案内図 ■ 配置図 ■ 材料図 ■ 詳細図 ■ 系統図 ■ 単線結線図 ■ 姿図	1/200～1/500 1/20～1/50	各設備毎、20枚以上は目次必要 構内配線経路図共 機器及び付属品表 受変電・自家発電設備配置図、断面図等 各設備毎 受変電・自家発電設備、分電盤等
	■ 電灯設備図 ■ 動力設備図 ■ 受変電設備図 ■ 自家発電設備図 □ 避雷設備図 □ 構内交換設備図 □ 構内情報通信網設備図 ■ 拡声設備図 ■ インターホン設備図 ■ テレビ共同受信設備図 ■ 火災報知設備図 □ ガス漏れ警報設備図	1/100 " " " " " " " " "	
	□ 中央監視制御設備図 ■ 昇降機設備図 □ 防犯設備図 ■ 構内配線経路図 ■ 外灯設備図 ■ 各種計算書		警報線含む
	■ 電気設備工事積算数量算出書 ■ 電気設備工事積算数量調書 (内訳明細書) 〈作成手法〉 □ 営繕積算システムRIBC		
追 加 業 務	■ 各種技術資料 □ 建築確認及び各種申請図書 □ 防災計画書 □ 省エネルギー関係計算書 □		E Vは申請に要する法的チェックのみ

(2) 機械設備

(注) 営繕積算システムRIBCは、(一財)建築コスト管理システム研究所 (<http://www.ribc.or.jp/>) にてインテル申込ができます。